

第67回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成27年2月9日（月）13:30～15:30

場所 毎日札幌会館 4階 会議室

1 開 会

2 議 事

（1）道民アイデアの第1次整理について

- ・ 「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等
- ・ 観光業者に対する税制優遇
- ・ カジノの設置
- ・ エゾシカ捕獲における夜間発砲（銃猟）の実施

（2）第7回提案に向けた道庁内検討項目について

（3）地方分権改革に関する「提案募集方式」について

（4）その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 平成24年度道民アイデアの審議状況

資料2 平成25年度道民アイデアの審議状況

資料3 「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等

資料4 観光業者に対する税制優遇

資料5 カジノの設置

資料6 エゾシカ捕獲における夜間発砲（銃猟）の実施

資料7 第66回道州制特別区域提案検討委員会における主な意見（リサイクル分野）等

資料8－1 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について

資料8－2 地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの）

資料8－3 農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

資料8－4 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（事項一覧）

参考資料1 「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等

参考資料2 観光業者に対する税制優遇

参考資料3 カジノの設置

参考資料4 エゾシカ捕獲における夜間発砲（銃猟）の実施

参考資料5 リサイクル関連法の概要

参考資料6 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針

第 6 6 回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成 2 6 年 1 2 月 1 日（月） 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

■開催場所：本庁舎 2 階 共用会議室

■審議結果概要

議事（１）平成 24 年度道民アイデアの第 1 次整理について

○「水質汚濁防止法の有害物質等の追加」（No.407）の第 1 次整理の理由について、調整

議事（２）第 7 回提案に向けた道庁内検討項目について

○第 7 回提案に向けた道庁内検討項目のうち「リサイクル関連分野」の制度概要等について、事務局から説明

○リサイクルに関する道の取組や想定されるメリットについて、引き続き審議を進めることで了解

議事（３）提案募集方式について

○「平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針」（平成 26 年 10 月地方分権改革有識者会議決定）について、事務局から説明

平成 2 4 年度道民アイデアの審議状況

No.	整理番号	ア イ デ ア 名	分類			審議状況						
			大分類	中分類	小分類	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第67回
1	405	3512 H	農業委員会の共同設置を可能とする特例措置	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大	継続検討				一次整理	
2	406	3513 I	外国語教育の推進	教育・学校	教育・学校	教育・学校		一次整理				
3	407	4510 F	水質汚濁防止法の有害物質等の追加	環境保全	環境保全	汚染対策					一次整理	
4	408	1516 F	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等	環境保全	環境推進	その他						審議
5	409	1517 J	保険料の特別徴収の対象となる年金の選択制導入	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理					
6	410	1518 J	限度額適用・標準負担額減額認定証の申請不要	福祉	高齢者福祉	高齢者福祉	一次整理					
7	411	1519 H	総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他				一次整理		
8	412	4511 H	帰化の許可権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	国際交流		一次整理				
9	413	4512 E	最低賃金改定に係る事務の移譲	雇用対策	雇用対策	労働環境の整備					一次整理	
10	414	4513 D	二輪の小型自動車の車検期間の拡大	経済振興対策	経済振興	経済の活性化			一次整理			
11	415	4514 F	エゾシカを対象とした「わな猟」の通年実施	環境保全	環境保全	環境保全			継続検討	一次整理		
12	416	4515 D	一般家庭における酒類製造	経済振興対策	その他	地域産業育成			一次整理			
13	417	3514 J	外国人介護福祉士試験特区	福祉	福祉	福祉		一次整理				
14	418	3515 F	地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制	環境保全	環境保全	環境保全			一次整理			
15	419	1520 F	エゾシカの現地での埋設処理	環境保全	環境保全	環境保全			継続検討	一次整理		
16	420	1521 D	温泉付随可燃性天然ガス利用の促進	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策						
17	421	4516 H	超短波放送(コミュニティFM)の放送免許交付に係る権限の移譲	地域振興対策	地域活性化	その他				一次整理		
18	422	3516 D	公的機関によるRMT(リアルマネートレード)運営特区	経済振興対策	産業振興	その他			一次整理			
19	423	2512 D	国立公園内における地熱開発の取扱	経済振興対策	産業振興	エネルギー対策						
20	424	4517 C	国土利用計画法に基づく監視区域等指定権限の移譲	土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大					一次整理	
21	425	4518 H	独立行政法人の定款変更に対する国の関与の廃止、認可権限の移譲	地域振興対策	地方自治の強化	地方裁量範囲の拡大					一次整理	

※アイデアを受理した期間：平成24年4月～平成25年3月

平成25年度道民アイデアの審議状況

資料2

	No.	アイディア名	分類	審議状況
				第67回
1	426	補助金適正化法における財産処分の届け出先の変更	地域振興	
2	427	北海道サイクリング特区	地域振興	
3	428	観光業者に対する税制優遇	経済振興	審議
4	429	カジノの設置	経済振興	審議
5	430	事業用貨物自動車の路上貨物の積み卸し作業の適法化	経済振興	
6	431	市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化	経済振興	
7	432	通訳案内士の登録要件等の緩和	経済振興	
8	433	エゾシカ捕獲における夜間発砲(銃猟)の実施	環境保全	審議
9	434	旧100円銀貨を媒体とした金融貸付	その他	
10	435	農用地区域内の開発行為制限の緩和	農林水産業の振興	

※アイデアを受理した期間：平成25年4月～平成26年3月

道民アイデア整理表

No. 408	アイデア名	「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の道への移管等
---------	-------	-------------------------------

【アイデアの概要】

- エネルギー問題への関心の高まりや、節電等の社会的要請に効率的・効果的に対応するため、国や道が設置するエネルギー・温暖化対策に関する類似の会議を統廃合し、道が一体的に運営して施策の推進につなげる必要がある。
- 具体的には、国が設置する「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を道に移管するとともに、道が設置する「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」や「環境道民会議」等と統合・再編し、本道におけるエネルギー・温暖化対策の推進体制を一本化する。併せて、情報交換等を中心とする会議運営から、道民的議論の企画立案、推進の場に機能を拡充し、道民からの社会的要請に応えるものとする。

【事実関係の整理】

- 各会議の概要は別添のとおり。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

「北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議」は、国の関係機関による地域のプロジェクトの促進など、国が地方公共団体の施策の支援を行うことを目的としており、引き続き国において実施されるべきと考えられる。

道においては、こうした支援の場を活用するなど、国と連携・協力しながら、地域の特性を活かしたエネルギー・温暖化対策に関する施策の推進に取り組んでいる。

道民アイデア整理表

No. 428	アイデア名	観光業者に対する税制優遇
---------	-------	--------------

【アイデアの概要】

- 観光産業にとって域内人口の減少は大きな問題であり、北海道の人口増加を図るため、課税所得の一部控除を行う。
- また、観光産業に係る事業活動においても、税の優遇により発生する資金を設備投資・人件費に向け、より一層魅力的なサービス作りを促すため、事業所税及び固定資産税の一定期間の課税免除を行う。

【事実関係の整理】

- 所得控除とは、所得税額の計算に当たり、医療費や保険料、扶養の状況など、納税者の個人的事情により生じる所定の額を、所得から控除することである。（所得税法）
- 事業所税は、道路、公園、上下水道など都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。事業所税を課すことができるのは政令指定都市等に限り、道内では札幌市と旭川市が該当する。事業所税は、当該自治体に事務所・事業所において事業を行う法人又は個人に課される。（地方税法）
- 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に対して、市町村が課す税金である。（地方税法）
- 地方団体は、公益上その他の事由があるときは、条例により課税しないことができる。（地方税法）

【道州制特区制度との整合性】

- 所得控除については、国に対して権限移譲を求めるものではないため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

事業所税及び固定資産税の課税免除については、現行制度で対応可能である。
また、所得控除については、国に対して権限移譲を求めるものではない。

道民アイデア整理表

No. 429	アイデア名	カジノの設置
---------	-------	--------

【アイデアの概要】

- 道内にカジノを設置し、旅行客の誘致を図る。
- カジノは、外国人に限らず国内の旅行者にとっても魅力があり、歴史的建造物の少ない北海道では、観光建造物となるばかりではなく、道の収入の増にもつながる。

【事実関係の整理】

- カジノに係る行為は、刑法第 185 条及び第 186 条に規定する罪の構成要素に該当する行為である。
- 平成 27 年通常国会に、超党派の国際観光産業振興議員連盟が「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」を提出する方針。
- 道では、北海道型 I R（カジノを含む統合型リゾート）検討調査として、経済波及効果調査、社会影響対策調査、道民セミナー等を行っているところ。

【道州制特区制度との整合性】

- カジノの設置については、国に対して移譲を求める権限が存在しないため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

カジノの設置については、国に対して移譲を求める権限が存在しない。
 なお、道では、I Rに関し、経済波及効果調査、社会影響対策調査、道民セミナー等の取組を行っているところであり、引き続き、国の動向等を十分に注視して対応していく。

道民アイデア整理表

No. 433	アイデア名	エゾシカ捕獲における夜間発砲（銃猟）の実施
---------	-------	-----------------------

【アイデアの概要】

- エゾシカによる農林業被害は本道にとっては特に深刻な問題であり、その対策は重要課題。
- シカは日没間際や日没後に出現することが多いが、現在、夜間の発砲は、法律により認められていない。
- そのため、発砲可能な時間設定の権限を道に移譲し、地域の事情を踏まえ柔軟に設定出来るようにする。
- 夜間発砲が認められるようになれば、より効率的に捕獲することができ、被害の軽減が期待される。
- なお、設定に当たっては、十分な管理体制を確保した上で、場所や使用条件等を限定するなど、安全面を十分に確保することに留意。

【事実関係の整理】

- ① 鳥獣保護法では、危険性を理由に、夜間（日出前・日没後）の銃器を使用した鳥獣の捕獲等（銃猟）は禁止されている（第38条第1項）。
- ② エゾシカは、夜間（特に日没後の薄暮時）の出没傾向が強い習性がある。
- ③ 猟銃等による猟場における事故は、減少傾向にあるものの、平成15年から平成24年までの10年間に於いて毎年16～37件発生している。
- ④ 平成26年5月の法改正により、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）が新設された（平成27年5月施行）。
※事業の概要は別添資料参照
- ⑤ 指定管理鳥獣として、ニホンジカ（エゾシカも含まれる。）及びイノシシが指定される見通し。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

- ① 道では、エゾシカの効率的な捕獲ができるよう、夜間捕獲を可能にする規制緩和や十分な財源措置等について継続的に国に求めてきたところ、今般、鳥獣保護法の改正により、厳格な安全管理の下での夜間発砲が可能となった。
- ② 詳細な制度設計はこれからとなるものの、エゾシカ対策の充実が期待されるところであり、今後の事業の実施状況等を注視していくこととする。

第 6 6 回道州制特別区域提案検討委員会における主な意見
(リサイクル分野)

- (移譲を受けることで) 道民や道内事業者にとってどのようなメリットがあるのかが見えにくい。
- 全国統一で進める必要があるという国の主張に対し、北海道らしい新しいシステムの提案や北海道としての理念、思想、政策などを背景にして、その実現のためには全国統一では支障がある、というような理論武装が必要。
- 全国統一的なガイドラインを国で作るのは理解できるが、個別の企業に関する細かなところまで国が行っている理由が分からない。実際に、一部のリサイクル法では都道府県で登録や許認可等を行っている。
- 現行の法システムを前提にしつつ、北海道独自にごみを減量化するように、消費者や事業者を誘導していくための取組に関する権限の移譲を求める余地はあるのではないか。
- 国から権限移譲をしてもらうことで、道民や事業者の行動を誘導するためのインセンティブとなるならば、大きなメリットといえる。
- リサイクルは非常にコストがかさむ。コストを下げられるようになれば予算も少なくて済むし、リサイクルも進むだろうから、そういう観点で移譲を求める権限があればいいと思う。
- (移譲を受けると) どの程度の予算が必要となるのか。
- 容器包装リサイクルに関し、特定事業者が指定法人に支払う料金は国の認可制か、それとも指定法人が独自に定めているのか。

3 Rの推進に関する北海道の現状・課題と今後の取組方向

～北海道循環型社会形成推進基本計画（改訂素案）より～

1 めざす姿～北海道らしい循環型社会（←北海道環境基本計画）

- 人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践
- 企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3 R（スリー・アール）や適正処理が定着。
- 家畜ふん尿、生ごみや林地残材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などによりリサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大。

2 現状と課題

（１）3 Rの推進

ごみの減量化に対する意識の向上やマイバッグの持参などについて一定の成果
→実践行動のさらなる定着が必要

（２）廃棄物の適正処理

①一般廃棄物

排出量は減少傾向、リサイクル率が向上
→生ごみの利活用の促進が必要

②産業廃棄物

最終処分量が減少、再生利用率が向上
→最終処分量の多い汚泥、廃プラスチック類などのさらなる再生利用の取組が必要（リサイクル施設の整備、技術開発、再生品の利用拡大）

（３）バイオマスの利活用

利活用率は向上
→バイオマスの種類や地域の実情に応じた取組の促進が必要
・家畜ふん尿（エネルギー利用、液肥、敷料など）
・生ごみ、稲わら、林地残材など（エネルギー利用など）

（４）循環型社会ビジネスの振興

①バイオマスの利活用が進展

→循環資源製品の生産・供給システムの強化、リサイクル製品の利用促進が必要

②循環資源利用促進税事業による施設整備や技術開発への支援、リサイクル認定制度

→リサイクル製品の利用拡大が必要

<参考１：循環資源利用促進税事業の実施状況>

事業名	事業内容	これまでの実績
循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る施設設備の整備費用を補助	(H22) 19 件 ※シュレッダーダスト再資源化設備等 (H23) 26 件 ※廃プラスチック類再資源化設備等 (H24) 11 件 ※汚泥再資源化設備等 (H25) 11 件 ※汚泥再資源化設備等
リサイクル技術研究開発補助事業	産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る研究開発費用を補助	(H22) 8 件 ※汚泥再資源化の研究開発等 (H23) 6 件 ※廃プラスチック類再資源化の研究開発等 (H24) 3 件 ※がれき類再資源化の研究開発等 (H25) 3 件 ※動植物性残さ再資源化の研究開発等
リサイクル産業創出事業費補助事業	中小企業等が行うリサイクル製品の実証実験、及び市場調査に係る経費を補助	(H22) 2 件 ※イカゴロ・ホタテウロを原料とした飼料製造事業等 (H23) 2 件 ※使用済み耐火レンガのリサイクル実証事業等 (H24) 1 件 ※カキ養殖に伴う廃貝殻等の商品化事業
リサイクルアドバイザー派遣事業	企業に専門家を派遣し、産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに関する助言	(H22) 派遣件数 4 件 (H23) 派遣件数 2 件 (H24) 派遣件数 4 件 (H25) 派遣件数 5 件
循環資源利用促進税適正運用対策事業	産業廃棄物の不適正処理に対し、民間事業者・道民との協働による監視体制を構築	「産廃１１０番」のフリーダイヤル設置、通報協定事業者用啓発ステッカー作成等
リサイクル関連情報普及事業【H23～】	産業廃棄物のリサイクルに関する情報を道民や事業者へ周知	リサイクル事業の情報の提供や普及啓発等、産業廃棄物の排出、処理状況の実態調査
リサイクル製品認定支援事業【H23～】	リサイクル製品認定に係る認定申請及び更新時に要する経費に助成	(H23) 9 件 (H24) 5 件 (H25) 5 件
食のリサイクルトップランナー育成事業【H25～】	食に関連する産業廃棄物を利用したリサイクル製品を用いて地域ブランドを構築する取組に助成	(H25) 1 件 ※動植物性残さを利用したブランド豚肉の開発

<参考２：循環資源利用促進税決算額>

年度	収入済額（円）	備 考
平成１８年度	104,001,447	10月１日施行 暫定税率
平成１９年度	536,062,433	暫定税率
平成２０年度	748,463,629	
平成２１年度	735,771,352	
平成２２年度	794,487,429	
平成２３年度	866,741,922	
平成２４年度	792,776,920	
平成２５年度	845,960,876	

3 道が講ずべき主な施策

(1) 3Rの推進

①道民、NPO・NGO等、事業者の3Rに関する取組の促進

- ・普及啓発活動、環境教育の推進

②3R推進のための仕組み・基盤の構築

- ・調査、研究、技術開発の推進・支援
- ・リサイクル施設の導入支援、広域的・計画的な整備促進
- ・再生品の利用拡大の推進（認定製品や制度の周知、認定製品のPRなど）

③個別リサイクル法の的確な運用

- ・市町村に対する情報提供、指導・助言
- ・施設の共同利用等に係る市町村間の調整等
- ・法制度の周知や住民意識の向上に向けた普及啓発
- ・指導、監視など法に基づく取組の推進（建設リサイクル法）
- ・登録・許可制度の適切な運用や指導、監視等（自動車リサイクル法）

④事業者としての率先取組の推進

- ・廃棄物の減量化、リサイクル・省資源の推進
- ・循環資源を使用した製品の優先的な調達（グリーン購入法）
- ・公共事業における再生品・再生資材の利用促進（建設リサイクル法）

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- ・一廃・産廃の適正処理、不法投棄等の防止

(3) バイオマスの利活用の推進

- ・市町村計画の策定促進
- ・関係者間の連携促進
- ・利活用技術の研究開発
- ・利活用システムの構築・施設整備の促進
- ・普及啓発等

(4) 循環型社会ビジネスの振興

- ・リサイクル関連産業創出・育成
- ・再生品市場の形成促進
- ・リサイクル関連産業の集積の促進

北海道循環型社会形成推進基本計画改訂(素案)の概要

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 策定の趣旨
- 循環推進条例第7条第1項の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(平成22年4月策定)。中間年度の平成26年度に改訂(予定)。

- 2 計画の位置付け・性格
- 北海道が目指す循環型社会の具体的な指針
- 北海道環境基本計画の個別計画

- 3 計画の対象、期間及び目標
- ①対象：廃棄物等
- ②期間：平成22年度から概ね10年
- ③目標：北海道らしい循環型社会の形成

- 4 計画策定の視点
- 環境基本計画で示す将来像に向けた5つの項目(自然との共生、健全な物質循環の確保、持続可能な生活、環境に配慮した地域づくり、環境と経済の良好な関係)
- 国の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた施策展開

第2章 現状と課題

【物質フロー】天然資源等投入量減少、循環利用量増／循環型社会への移行が進展

【3R】道民意識の向上／実践行動の定着が必要

【廃棄物】一廃：排出量の減少、リサイクル率向上／生ごみの利活用の促進が必要

産廃：最終処分量削減、再生利用率向上／さらなる再生利用の取組が必要

【バイオマス】利活用率向上／バイオマスの種類や地域に応じた取組の促進が必要

【循環型社会ビジネス】バイオマスの利活用進展／リサイクル製品の利用促進が必要

第3章 施策の基本的な方針と指標

- 1 循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針
- ①3Rの推進
- ②廃棄物の適正処理の推進
- ③バイオマスの利活用の推進
- ④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興
- 2 循環型社会の形成のための指標及び数値目標(平成31年度)

物質フロー指標	循環利用率：16%	最終処分量：86万トン以下
取組指標		
①環境に配慮した取組	【道民】実践行動：60%以上 【事業者】ISO14001等取得数：780件 【市町村】グリーン購入の全庁的な実施：全市町村	
②廃棄物の適正処理	【排出量】一廃180万トン以下、産廃3,900万トン以下 【1人1日当たり排出量】一廃940g/人・日以下 【リサイクル・再生利用率】一廃30%以上、産廃57%以上 【最終処分量】一廃29万トン以下、産廃57万トン以下	
③バイオマスの利活用	・利活用率：廃棄物系90%以上、未利用70%以上 ・バイオマス活用推進計画等策定市町村数：50市町村	
④循環型社会ビジネス	・②の排出量、リサイクル率・再生利用率 ・リサイクル認定製品数：220製品以上	

3 補助指標 ※主なもの

資源生産性(物質フロー)、3Rの認知度、道におけるグリーン購入調達率、市町村の資源ごみ分別回収状況、産廃処理業者の優良認定業者数、バイオガスパラント施設数、産業廃棄物処理業者数(処分を業として行う者)

第4章 各主体に期待される役割

- ①道民：3Rなど環境に配慮した生活様式の定着
- ②NPO・NGO、大学等：3R推進等の自主的取組、各主体のつなぎ手、信頼できる情報の提供
- ③事業者：排出者・拡大生産者責任に基づく取組
- ④道：全道的・広域的取組の推進者及びコーディネート
- ⑤市町村：地域社会形成に向けた率先行動
- ⑥事業者・一廃処理責任者、循環型社会形成に向けた率先行動

第5章 道が講ずべき施策

- 1 3Rの推進
- 道民・事業者等の3Rに関する取組の促進
- 3R推進のための仕組み・基盤の構築
- 個別リサイクル法の法的確な運用
- 事業者としての率先取組の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進
- 一廃・産廃の適正処理、不法投棄等の防止
- 3 バイオマスの利活用の推進
- 市町村計画の策定促進
- 関係者間の連携促進
- 利活用技術の研究開発
- 利活用システムの構築・施設整備の促進
- 普及啓発等
- 4 循環型社会ビジネスの振興
- リサイクル関連産業創出・育成
- 再生品市場の形成促進
- リサイクル関連産業の集積の促進

第6章 計画の進行管理

推進体制：庁内会議等による推進等

進行管理：計画の点検・評価による施策の反映、進捗状況の把握、公表

計画の見直し：法制度・社会経済等の変化などを踏まえ必要に応じ見直し

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について

1 平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係る取組状況

- 4月30日 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定
 5月20日～7月15日 提案募集受付
 8月～10月 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会
 提案団体、地方三団体、各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など
 10月29日 地方分権改革有識者会議「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」
 (中間取りまとめ)を決定
 11月～12月 事務調整
 (27年)
 1月上旬 政務折衝
 1月 9日 国と地方の協議の場
 1月15日 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了承
 1月30日 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定

2 閣議決定内容

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針 【参考資料】

3 対応方針別の分類状況

区分	提案の趣旨を踏まえ対応		現行規定で対応可能	小計	実現できなかったもの	提案団体から再検討要求なし等	合計
	うち手挙げ方式により実現						
件数	392	9	103	495	371	69	935

4 対応方針の内容

平成26年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果（主なもの） 【資料2】

5 今後の国の対応

- 法律改正事項については、一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

1 これまでの懸案が実現したもの

提案主体（関係府省）	実現内容	提案実現の効果
福島県、愛知県、大阪府、和歌山県、鳥取県、広島県、中国地方知事会（厚生労働省）	都道府県内で水利調整が完結する水道事業等（都道府県が経営主体であるものを除く。）の認可権限等の一定の条件を満たす都道府県への移譲（手挙げ方式により実現）（水道法）	老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進等による水道事業の基盤強化について都道府県の主導権発揮を促すことで、持続可能な水道事業運営の推進を図る。
磐田市、東広島市、高岡市（国土交通省）	事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府県開発審査会の運用見直し（都市計画法） ※指定都市・中核市等は都道府県と同様に開発審査会を設置（開発審査会への付議案件を自ら調整） その他の市町村は自らの開発審査会を設置できない	事務処理特例制度を活用して開発許可に関する事務を処理する市町村が都道府県開発審査会の議を経る場合、当該市町村が、 ・開発審査会の開催に係る事務を特段の支障がない限り自ら行うことができること ・開発審査会への提案基準を主体的に作成できること 等の運用見直しを行うことにより、地域の実情に応じたより主体的かつ円滑な事務執行に資する。
九州地方知事会（経済産業省）	採石業者及び砂利採取業者の登録の拒否及び登録の取消し等の要件等に暴力団員等を追加（採石法、砂利採取法）	採石業者と砂利採取業者の登録について暴力団の排除が可能になり、「世界一安全な日本」の創造に寄与する。

2 地域の具体的事例に基づくもの

岐阜県（国土交通省）	道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化（道路法）	道の駅における電気自動車の充電インフラ整備について、道路区域外の設置が原則であるところ、利用者の利便性又は設置費用の観点から適当でない場合には、道路区域内に設置することが可能であることを明確化することで、訪問客等に対する利便施設の整備を促進し、地域の振興を図る。
九州地方知事会（内閣官房、内閣府、国土交通省）	マイナンバー利用事務の拡大（特定優良賃貸住宅に係る事務を追加） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）	現在、マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅の管理に関する事務と同様の書類を必要とする、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務をマイナンバーの利用範囲に含め、住民の利便性向上につながる。
福井県、熊本県、佐賀県、大分県、長野県、京都府、兵庫県（厚生労働省）	麻薬小売業者（薬局）間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲（麻薬及び向精神薬取締法）	地域医療を担う都道府県において、薬局の麻薬小売業者免許と譲渡許可をワンストップで取り扱うことにより、譲渡許可の取得が促進され、医療用麻薬を活用したがん患者に対する在宅緩和ケア体制が充実する。
芦別市、北上市（国土交通省）	都市公園の廃止が可能となる「公益上特別の必要がある場合」の明確化（都市公園法）	地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」に該当し、廃止できることが明確化され、地域の自主的なまちづくりにつながる。
兵庫県、和歌山県、徳島県（文部科学省）	学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更（学校教育法）	学校評議員の委嘱を、校長が行うことも可能とすることで、一層の迅速な手続のもと、地域の実情に根ざした適切な人材を学校評議員として活用できるようになる。

提案主体（関係府省）	実現内容	提案実現の効果
全国市長会 （国土交通省）	備蓄（防災）倉庫の建築確認が不要になる場合の明確化（建築基準法）	外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、人が内部に立ち入らない小規模な備蓄倉庫については、建築基準法上の建築物に当たらず、建築確認が不要であることが明確化され、自治会等による防災用の備蓄倉庫の設置が進み、地域の防災力強化につながる。
三重県 （内閣官房、内閣府）	総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し（総合特別区域法）	総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを地方公共団体へ通知するとともに、区域指定に関する相談に関し事業の推進に支障のないよう積極的に対応し、円滑に特区制度を活用できるようにする。

3 地方創生、人口減少対策に資するもの

佐賀県 （法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省）	国際ビジネス機の受入れに係るC I Q業務の臨機応変な対応（出入国管理及び難民認定法等）	出入国の際に必要なとなる税関・出入国管理・検疫（C I Q）業務について、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことにより、地方空港における国際ビジネス機受入れの活発化に寄与し、新産業の創出や観光立国の実現につながる。
富山県 （厚生労働省）	医薬品製造販売等に対する地方承認権限の範囲拡大（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	一般用医薬品・医薬部外品について、都道府県知事承認とする品目を増やすことで、審査が迅速化し早期に販売可能となり、経済活性化が期待できる。
埼玉県、東京都 （厚生労働省）	三大都市圏の一部に限り、待機児童解消のため、保育所の居室面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を平成 31 年度末まで5年間延長（児童福祉法）	現行の特例期間（3年間）より長い5年間の特例とし、待機児童が多数発生していながら地価が高く保育所の整備が困難な地域において、地域の実情に応じた児童の柔軟な受入れを可能とする。
愛知県、鳥取県、大阪府、徳島県、九州地方知事会、神奈川県、京都府、兵庫県、中国地方知事会（経済産業省）	基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）	企業立地促進のための基本計画に係る国の同意について、これまで行っていた事前審査・事前協議を原則廃止するとともに、国が法定協議に当たっての留意事項を地方公共団体に提供することにより、同意及びそれに伴う国の支援措置等の特例適用までの時間短縮につながる。
埼玉県 （経済産業省、総務省、国土交通省）	水素ステーションの設置（都道府県知事の許可等）に係る規制改革（高圧ガス保安法、消防法、建築基準法）	水素ステーションの普及開始（平成 27 年(予定)）に向け必要な規制改革を進めることにより、環境負荷の低減等に資する「水素社会」の実現につながる。

4 委員会勧告方式では対象としていなかったもの （1）手挙げ方式による権限移譲

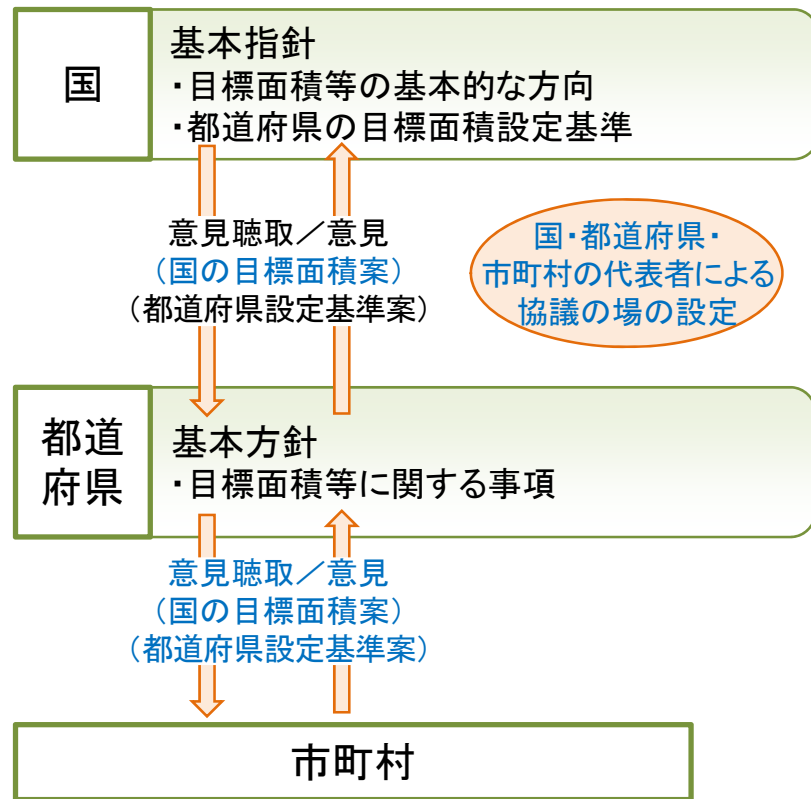
東京都 （消費者庁）	消費者安全法に基づく事業者に対する報告徴収・立入調査等の対象区域の拡大（消費者安全法）	希望する都道府県等に並行権限として付与している事業者に対する報告徴収・立入調査等について、対象を当該都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大することで、より迅速に行うことが可能となり、消費者被害の発生又は拡大の防止に資することとなる。
---------------	---	--

（2）政省令、補助要綱等に基づく義務付け・枠付けの見直し

堺市、大阪府、さいたま市 （厚生労働省）	介護認定審査会委員の任期の条例委任（介護保険法）	介護認定審査会の委員の任期（現在は一律2年）について、3年を上限として条例で定めることを可能とすることで、地域の実情に応じた柔軟な任期設定を行い、増加する介護需要により適切に対応できるようになる。
-------------------------	--------------------------	--

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・ 地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
 - 市町村の意見聴取手続きの創設
 - 地方六団体提言の検証 など
 - ・ 国と地方の十分な議論を担保
 - 国・都道府県・市町村の協議の場を設定 など



※上記過程の中で、地方六団体提言の実効性を検証し、今後の制度設計の議論に反映

〔青字は、今回の見直し内容を記載〕

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・ 2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・ 4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村）に移譲
 - ・ 農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

	現行制度	見直し後
4ha超	国	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務)
2ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)

指定市町村

- 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付けの在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討

- 権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換を踏まえ、必要に応じ転用基準の明確化等を行うとともに、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（事項一覧）

「事務・権限の移譲等」

○国から地方公共団体

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
内閣官房 警察庁	〔中心市街地活性化法〕 〔省エネ法〕	都道府県への情報提供等の運用改善 事業者等（一部）に対する立入検査等の実施主体等を検討（27年中）	検討 移譲 手挙げ 検討
消費者庁	〔消費者安全法〕	事業者に対する立入調査等の対象区域を拡大 事業者に対する命令等の希望する都道府県への移譲を検討	検討
総務省	〔産業競争力強化法〕	創業支援事業計画の認定申請等の情報を、都道府県に提供等 創業支援事業計画の認定制度枠組みを検証（27年度中）	検討
	〔移動通信用鉄塔施設整備事業〕	財産処分の届出受理を都道府県に移譲する方向で検討（27年中）	検討
	〔無線システム普及支援事業〕	市町村への補助に対する都道府県の関与の促進を周知	
	〔地域経済循環創造事業交付金〕	都道府県と市町村が、応募内容等について情報共有を図る旨を明確化	
法務省	〔出入国管理及び難民認定法〕 〔不動産登記法及び商業登記法〕	国際ビジネス機の入受れに係るCIQ業務について、臨機応変な対応を行う旨を提案団体に通知 登記所から離れた地域の市町村で、登記事項証明書等の交付を受けられるようにする等の住民サービスの改善方策を検討（27年中）	検討
	財務省	〔関税法〕	国際ビジネス機の入受れに係るCIQ業務について、臨機応変な対応を行う旨を提案団体に通知
〔資源有効利用促進法〕 〔容器包装リサイクル法〕 〔食品リサイクル法〕		事業者等に対する立入検査等の実施主体等を検討（27年中）	検討
文部科学省		〔学校教育法〕	教育課程特例校の指定について前年度12月を目途に通知、指定権限の地方公共団体への移譲を検討（27年中）
	〔文化芸術振興費補助金〕	都道府県と連携した取組が審査に反映されるよう改善	
厚生労働省	〔職業安定法等〕	ハローワークの求人・求職情報の提供等	
	〔食品衛生法〕	総合衛生管理製造過程の承認等の在り方を検討（27年中）	検討
	〔医師法〕	臨床研修病院の研修医募集定員について、希望する都道府県の調整権限の拡大を検討（27年中）	検討
	〔医師法〕 〔歯科医師法〕	臨床研修病院等の指定等は、希望する都道府県を経由した提出を可能に 臨床研修病院等に対する実地調査は、任意に実施可能である旨を周知	手挙げ
	〔検疫法〕	国際ビジネス機の入受れに係るCIQ業務について、臨機応変な対応を行う旨を提案団体に通知	
	〔麻薬及び向精神薬取締法〕	麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可を、都道府県に移譲	移譲
	〔水道法〕	水道事業等の認可等を、広域化を推進する等一定の条件を満たし希望する都道府県に移譲	移譲 手挙げ
	〔医薬品医療機器等法〕	医薬品製造販売等に対する都道府県承認の品目等を拡大	
	〔雇用保険法〕	一体的実施施設で、利用者から十分なニーズが見込める場合に積極的に取り組む	
	〔外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律〕	臨床修練病院等の指定の標準処理期間を設定	
	〔食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律〕	指定検査機関の指定等を、都道府県等に移譲する方向で検討（27年中）	検討
	〔個別労働紛争解決促進法〕 〔医師臨床研修費補助事業〕	労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進 交付申請手続に係る事前連絡を、毎年度予算成立後速やかに	
	〔事業所内保育施設設置・運営等支援助成金〕	支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知	
	農林水産省	〔中小企業等協同組合法等〕	事業協同組合等（一部）の認可権限等を、都道府県に移譲する方向で検討（27年中）
〔植物防疫法及び家畜伝染病予防法〕		国際ビジネス機の入受れに係るCIQ業務について、臨機応変な対応を行う旨を提案団体に通知	
〔森林法〕		一級河川を擁さない重要流域の保安林の指定・解除権限を流域県と国の協議が整った場合に移譲 国の事業実施に当たり、保安林解除の完了後に用地買収を行うこと等を要請	移譲
〔農地法及び農業振興地域の整備に関する法律〕		【別紙参照】	移譲
〔特定特殊自動車排出ガス規制法〕		使用者に対する技術適合命令等を都道府県に移譲	移譲※
〔農工商等連携促進法〕		農工商等連携事業計画の認定に関する情報を都道府県に提供、認定後の事業化に向けて連携強化	
〔農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〕		活性化計画作成時の関係行政機関の情報共有の仕組みを周知	
〔環境保全型農業直接支払交付金〕 〔農業基盤整備促進事業〕		都道府県等を経由し農業者団体等に交付する仕組みに見直し 交付方法について都道府県経由で交付可能であること等を周知	

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
農林水産省	〔農商工等連携促進法〕 〔茶改植等支援事業〕 〔産地活性化総合対策事業〕 〔水田活用の直接支払交付金〕 〔食のモデル地域育成事業〕 〔都市農村共生・対流総合対	都道府県への情報提供等の運用改善	
経済産業省	〔商工会議所法〕	設立、定款変更の認可等の実施主体を検討（27年中）	検討
	〔伝統的工芸品産業の振興に関する法律〕	振興計画の認定等は、事前相談段階での都道府県への情報提供等、地方が関与できる仕組みを構築	
	〔家電リサイクル法〕 〔自動車リサイクル法〕 〔小型家電リサイクル法〕	事業者等に対する立入検査等の実施主体等を検討（27年中）	検討
	〔小規模支援法〕	都道府県と共同で行う経営発達支援事業では、都道府県の意見が計画認定の判断要素となる旨を通知	
	〔中小企業新事業活動促進法〕	特定新規中小企業者の確認を都道府県に移譲	移譲※
	〔中小企業地域資源活用促進法〕	地域産業資源活用事業計画の認定を事前相談段階で都道府県に情報提供等、29年度までの施行状況を検証	
	〔中小企業経営承継円滑化法等〕	支援措置に係る認定を都道府県に移譲	移譲※
	〔地域商店街活性化法〕	商店街活性化事業計画等の情報を事前相談段階で都道府県に提供し、意見を聴取	
	〔再生可能エネルギー特別措置法〕	発電設備の認定等の移譲を検討（27年中）	検討
		発電設備の認定等の都道府県への情報提供	
	〔地域経済産業調査に関する事務〕	調査事務の実施方法の協議が整った都道府県が実施	手挙げ
	〔伝統的工芸品産業の振興に関する法律〕 〔中小企業新事業活動促進法〕 〔中小ものづくり高度化法〕 〔中小企業地域資源活用促進法〕 〔企業立地促進法〕 〔地域商店街活性化法〕 〔産業競争力強化法〕 〔JAPANブランド育成支援事業〕	都道府県への情報提供等の運用改善	
国土交通省	〔国際観光ホテル整備法〕	ホテル・旅館の登録制度の在り方を検討（27年中）	検討
	〔建築基準法〕	超高層建築物等の構造方法に係る認定手続迅速化、事業者の円滑な申請に資する措置	
	〔地域公共交通活性化法等〕	持続可能な公共交通ネットワークを実現する取組の推進のため、ノウハウ提供・個別相談等の環境整備を進める	
環境省	〔循環型社会形成推進交付金及び污水处理施設整備交付金〕	浄化槽整備事業に係る予算配分方法の運用を改善	

○都道府県から市町村

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
内閣府	〔災害救助法〕	救助事務の委任に係る都道府県・市町村間の事前調整が有効であること等を通知	
	〔特定非営利活動促進法〕	NPO法人設立認証等の中核市への移譲を検討	検討
文部科学省	〔学校教育法〕	指定都市立特別支援学校の設置等認可を指定都市へ移譲	移譲
	〔地方教育行政法等〕	中核市等への県費負担教職員の人事権等の移譲を検討	検討
	〔高等学校等就学支援金の支給に関する法律〕	事務処理特例制度により市町村に支給事務を移譲できる旨を通知	
厚生労働省	〔児童福祉法〕	児童相談所設置権限の移譲は、東京都と特別区の協議結果に基づき必要な措置	
	〔食品衛生法〕	飲食店営業等の施設基準に係る円滑な協議について周知	
	〔精神保健福祉法〕	措置入院事務は、事務処理特例制度の活用を周知の上、その活用状況等も踏まえ、保健所設置市・特別区への移譲を検討	検討
	〔毒物及び劇物取締法〕	特定毒物研究者の許可等を指定都市へ移譲	移譲※
	〔医薬品医療機器等法〕	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可を保健所設置市・特別区へ移譲	移譲※
経済産業省	〔火薬類取締法〕	火薬類の製造許可等を指定都市へ移譲	移譲※
	〔高圧ガス保安法〕	高圧ガスの製造許可等を指定都市へ移譲	移譲※
国土交通省	〔都市計画法〕	国道又は都道府県道と市町村道からなる都市計画道路を変更する際の運用方法を検討（27年中）	検討
		事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る開発審査会の運用見直し	
環境省	〔大気汚染防止法〕 〔水質汚濁防止法〕 〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕 〔ダイオキシン類対策特別措置法〕 〔土壤汚染対策法〕	特定施設の設置届出の受理等は、東京都と特別区の協議結果に基づき必要な措置	

「移譲※」は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（平成25年12月20日閣議決定）において、検討するとされていた事項

「義務付け・枠付けの見直し等」

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
内閣官房	〔国民保護法〕	国への変更協議の機会増加等、都道府県国民保護計画の適時見直しを可能に	
	〔総合特別区域法〕	区域指定は、合理的理由により市町村単位での指定も可能である旨を通知	
		国と地方の協議は、規制の特例措置に関する提案数等を踏まえ効率的・効果的に行うこと等を通知	
		総合特区計画の認定に係る届出事項の明確化 総合特区支援利子補給金の融資対象時期等の追加 円滑な事業推進の観点から、認定計画上の複数年事業への財政支援の在り方を通知	
内閣府	〔マイナンバー法〕	個人番号（マイナンバー）の利用範囲に特定優良賃貸住宅の管理に関する事務を追加	
	〔「地方自治事項」の官報掲載〕	地方公共団体に官報掲載義務がないことを明確化	
消費者庁	〔地方消費者行政活性化基金〕	基金活用期間の特例の趣旨・適用要件を改めて周知	
復興庁	〔被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業〕	避難者のいる地方公共団体等への委託により被災地以外でも実施できる旨を周知	
総務省	〔地方自治法〕	地方公共団体における複数落札入札制度を導入（27年度中）	
	〔消防組織法〕	緊急消防援助隊の応援等に係る情報提供について、要綱等の明確化を検討（26年度中）	検討
	〔地方財政法〕	地方債の発行に係る届出制度の対象範囲等を検討（27年度中）	検討
	〔消防法〕	液化水素スタンドに係る基準（給油取扱所関係）を、規制改革実施計画に基づき検討	検討
	〔公職選挙法〕	市町村選挙に係る争訟手続の見直しを検討	検討
	〔住民基本台帳法〕	同一施設内に市町村職員が常駐しなくても窓口業務の民間委託が可能である場合の周知	
	〔特定農山村法〕	基盤整備計画に係る知事同意協議（一部）の協議への見直し	
	〔過疎地域自立促進特別措置法〕	過疎地域自立促進方針に係る事前協議と正式協議の手続一本化を検討（27年中）	検討
法務省	〔緊急消防援助隊設備整備費補助金〕	指定都市に係る補助金交付基準の緩和	
	〔定住自立圏構想推進要綱〕	中心市の要件を検討（27年度中）	検討
	〔戸籍法〕	ファクシミリ等による戸籍謄本等の請求が可能である場合の周知 同一施設内に市町村職員が常駐しない形態でも戸籍事務の民間委託が可能である場合の周知	
財務省	〔人権擁護委員法〕	人権擁護委員推薦に係る市町村議会への意見聴取の一括実施が可能である旨を周知	
	〔財政融資資金法〕	財政融資資金の借入に係る提出書類を削減	
文部科学省	〔学校教育法〕	学校設置者の判断で校長による学校評議員の委嘱を可能に（26年度中）	
	〔地方教育行政法〕	図書館・博物館の設置・管理の所管部局を検討	検討
	〔認定こども園法〕	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止	
		公立の幼保連携型認定こども園における給食外部搬入（3歳未満児）を、構造改革特区の対象に	
		私立の幼保連携型認定こども園における給食外部搬入（3歳未満児）は、28年度の評価を踏まえ検討	検討
	〔認定こども園法〕	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の給食外部搬入（3歳未満児）は、28年度の評価を踏まえ検討	検討
厚生労働省	〔高等学校等就学支援金の支給に関する法律〕	授業料等の納付通知に支給額を記載し支給額通知とすることができる旨を通知	
	〔要保護児童生徒援助費補助金〕		
	〔特別支援教育就学奨励費補助金〕	事務負担軽減のための単価の標準化等を検討（27年中）	検討
	〔学校施設環境改善交付金〕	長寿命化改良事業の補助要件の見直し 既存施設を活用した特別支援学校への施設整備は、学校開設後も補助対象である旨を周知	
	〔文化芸術振興費補助金〕	補助金採択時期を早期化	
	〔補修等のための指導員等派遣事業〕	事業実施に当たり都道府県は市町村の意見を尊重するよう通知	
厚生労働省	〔英語教育強化地域拠点事業〕	小・中、中・高のそれぞれの連携も対象である旨を周知	
	〔児童福祉法〕	保育所の設置認可等に係る経済的基礎は、都道府県等が適当と認める資産額等とする旨を周知	
		保育所の給食外部搬入（3歳未満児）は、28年度の評価を踏まえ検討	検討
		保育所の居上面積基準の特例措置の5年間延長（32年3月末まで） 乳児4人以上入所する保育所における保育士のみなし規定に准看護師を追加	
厚生労働省	〔食品衛生法〕	一保育所当たり保育士を最低2人配置する取扱いについて、朝・夕の時間帯の場合等を検討	検討
	〔食品衛生法〕	食品衛生検査施設の機械等の設置基準に係る地域の実情に応じた設置について周知	

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
厚生労働省	〔医療法〕	基準病床数制度について、地域医療構想の策定・運用状況を共有し、地域の実情等を踏まえた医療提供体制の在り方を検討 社会医療法人の認定要件緩和	検討
	〔精神保健福祉法〕	精神医療審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に	
	〔社会福祉法〕	婦人保護施設の施設長に係る年齢要件の廃止	
	〔麻薬及び向精神薬取締法〕	麻薬取扱者免許の有効期間を最長2年から3年に延長 麻薬小売業者間の譲渡について、新規の処方の場合に限ったものではない旨を周知	
		麻薬小売業者間の譲渡許可の有効期間の最長1年から3年に延長、軽易な変更届出制度の創設	
	〔国民健康保険法〕	被保険者資格のオンライン確認による、資格喪失者の受診に伴う過誤減少の仕組み等を検討	検討
	〔農村地域工業等導入促進法〕	都道府県の実施計画等に係る通知による国の地方支分部局との連絡調整を廃止 人口要件を含め法の見直しを検討（27年中）	検討
	〔中小企業労働力確保法〕	助成金の活用促進を図る観点から手続を簡素化	
	〔介護労働者法〕	改善計画の認定の廃止を含め実効性ある仕組みを検討（27年中）	検討
	〔老人福祉法及び介護保険法〕	サービス提供には老人福祉法上の届出と介護保険法上の指定等の各手続が必要だが、重複書類等の簡素化が可能なことを周知	
	〔介護保険法〕	介護認定審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に 介護サービス事業所の指定の状況の共有等による都道府県及び関係市町村の連携が望ましい旨を周知	
		地域密着型サービスは、市町村長間の協議等により他市町村からも利用可能である旨を周知	
		特別徴収で優先順位が下位の年金からも徴収することを、30年度からの介護保険事業計画に向けて検討	検討
	〔障害者総合支援法〕	市町村審査会委員の任期を、3年を上限に条例で規定可能に 障害福祉サービス事業所の指定の状況の共有等による都道府県及び関係市町村の連携が望ましい旨を周知	
	〔人口動態調査事務システムの導入等に関する事務〕	添付書類の簡素化	
		関係機関の経由の廃止	
	〔職業能力開発校設備整備費等補助金〕	訓練生の人数要件の緩和等を検討（27年中）	検討
	〔セーフティネット支援対策等事業〕	27年度からの新制度の詳細が固まり次第速やかに、年間協議スケジュールを周知	
	〔妊娠・出産包括支援モデル事業〕	都道府県による市町村の体制整備のための後方支援を補助対象に追加 補助条件のうち必須となる事業の見直し	
	〔認知症地域支援推進員等設置事業〕	地方公共団体が独自に養成する者も活用できるよう、27年度早期に要綱を見直し	
農林水産省	〔保育士修学資金貸付制度〕	貸付対象者の住所要件の廃止	
	〔放課後児童健全育成事業〕	10人未満の放課後児童クラブも補助対象とするよう見直し	
	〔農業協同組合法〕	農事組合法人は一定の範囲内で農家レストランを行える旨を通知	
	〔漁船法〕	漁船登録等の報告書提出を年1回とし、漁船原簿の副本提出を廃止	
	〔農業委員会等に関する法律〕	農業委員の選挙・選任制度は、市町村長の選任委員に一元化	
	〔森林法〕	地域森林計画に係る大臣協議（一部）を見直す方向で、森林・林業基本計画の変更に合わせて検討 土地利用に関する計画に基づき市町村が行う事業に係る保安林の解除要件を明確化し通知	検討
		保安林の解除に係る大臣同意協議（一部）を協議に見直す方向で検討（27年中）	検討
		農業生産法人の事業要件に係る農業関連事業に給食等事業が含まれることを明確化し通知	
	〔農地法〕	農用地利用集積計画に基づく市町村の農地の権利取得は農業委員会の許可不要である旨を周知	
		農地等の権利移動の許可要件のうち全部効率利用要件について明確化し通知	
		農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件は農業委員会が任意に設定できる旨を周知	
		農地法面等に一時転用で太陽光発電設備を設置した場合、期間満了後、再度許可できるように見直し	
		植物工場等の農地転用許可基準をより円滑な転用の観点から明確化	
		（再掲）【別紙参照】	
	〔農地法及び農業振興地域の整備に関する法律〕		
	〔都市計画法〕	区域区分に関する都市計画決定に係る農水大臣協議の対象範囲の見直し	
	〔漁業近代化資金融通法〕	漁船建造等に係る資金の償還期限の上限を15年から20年に延長	
	〔農業振興地域の整備に関する法律〕	国家戦略特区において農家レストランの活用事例の効果を検証し、全国適用を検討	検討
	〔卸売市場法〕	業務規程の記載事項（一部）は、条例以外の規則等で定められる旨を通知	
	〔特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律〕	特定外来生物の植物の防除に伴う規制に係る運用を改善	

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
農林水産省	〔農業生産基盤整備事業(区画整理事業)〕	区画整理と、附帯する農用地造成の工事面積割合は、地形等を勘案し設定できる旨を通知	
	〔水産物供給基盤整備事業〕	事業基本計画の変更承認申請に係る留意事項を情報提供	
	〔学校給食用牛乳安定需要確保対策事業〕	透明性の高い手法を通じ適正価格等を決定できることが明確な場合、助成対象となり得る旨を周知	
	〔たい肥舎等建築コストガイドライン〕	実態調査等に基づき必要な見直し	
	〔鳥獣被害防止総合対策交付金〕	戸数要件について、事業実施により受益する農家の範囲を通知	
	〔農山漁村地域整備交付金〕	畜産公共事業に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されない旨を通知	
	〔産地水産業強化支援事業〕	既存施設の全てを取り壊し新たな施設整備を行う場合、新築として便益算定している旨を通知	
	〔農業生産基盤整備事業(かんがい排水事業)〕	農業用ダムの貯水に係る営農飲雑用水等への使用について、補助金返還を伴わない場合を通知	
	〔農業競争力強化基盤整備事業〕	中山間地域型の対象を、水田面積が50%未満の場合でも地区の状況を踏まえ判断している旨を周知	
	〔水産多面的機能発揮対策交付金〕	毎年度可能な限り早期に、交付決定及び概算払いを実施	
	〔畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業〕	畜舎の分散設置を、事業創設により助成対象化	
	〔農業機械の導入に係る支援施策に関する事務〕	地方の意見等を踏まえ、必要な措置を検討	検討
	〔農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(翌債)の手続に関する事務〕	繰越し等の手続に係る事務の都府県への委任に向け手続を進める	
経済産業省	〔都市農業の振興に関する事務〕	都市農業振興の在り方等を検討	検討
	〔採石法〕〔砂利採取法〕	事業者の登録拒否等の要件等に暴力団員等を追加	
	〔高圧ガス保安法〕	水素ステーションの設置に係る基準について、規制改革実施計画等に基づき検討	検討
	〔補助金等適正化法〕	経産省による中小企業の研究開発補助事業の取得財産の転用に、国庫納付条件を付さないことができる旨を通知	
	〔工業用水道事業法〕	工業以外の用途への水の供給条件の緩和等を行い、通知	
	〔工場立地法〕	緑地面積の減少に係る軽微な変更の範囲について検討	検討
	〔発電用施設周辺地域整備法〕	電源立地地域対策交付金の入札による金額減少が30%未満でも変更承認申請等が可能と通知	
国土交通省	〔企業立地促進法〕	基本計画の同意に係る事前審査等を原則廃止し、法定協議の留意事項を情報提供	
	〔建築基準法〕	市町村の建築主事の設置に係る知事同意協議の協議への見直し	
		建築審査会委員の任期を条例委任	
		外部から荷物の出し入れを行うことができ、人が内部に立ち入らない小規模な備蓄倉庫は建築確認が不要である旨を通知	
		市町村設置の防災備蓄倉庫は、用途制限地域内でも特定行政庁の許可なく建築できる旨を通知	
	〔港灣法〕	液化水素スタンド等に係る基準について、規制改革実施計画に基づき検討	検討
		住居系の用途地域における学校給食共同調理場の建築に係る先進的事例を情報提供	
		条例による建築基準法の制限緩和に係る国交大臣が認めた事例を情報提供	
		国有港灣施設の原状変更のうち大臣承認不要な範囲を通知	
	〔道路運送法〕	自家用有償旅客運送の旅客の範囲を拡大	
	〔公営住宅法〕	現地要件を満たさない公営住宅の建替えについても、引き続き財政支援等公営住宅建替事業は、都市計画区域外等にある場合を一律に排除しない旨を通知	
		公営住宅建替事業は、ニーズが減少している場合、建替前の入居戸数を超えればよい旨を通知	
		収入の算定上、非婚の母・父を寡婦(夫)控除の対象とすることを検討し、必要な措置(27年中)	検討
	〔道路法〕	道の駅における電気自動車の充電機器の設置に係る道路占用許可基準を明確化し通知	
	〔旅行業法〕	地域限定旅行業を営む地方公共団体の登録要件の在り方を検討(27年中)	検討
	〔都市公園法〕	都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」を明確化し通知	
		太陽電池発電施設が屋根の機能を併せ持つ場合、都市公園の駐車場に設置できる旨を通知	
	〔駐車場法〕	都市公園の駐車場に都市公園の効用を全うする電気自動車用充電器を設置できる旨を周知	
		条例で定める仮設の物件等に係る占用期間の区分について見直しを検討(27年中)	検討
		路外駐車場の出入口の基準等の見直しを検討(27年中)、適用除外の事例を情報提供	検討

府省名	法令等	対応方針の概要	備考
国土交通省	〔下水道法〕	公共下水道等の設計者等の資格要件を見直す方向で検討し、必要な措置（27年中）	検討
	〔住宅地区改良法〕	耐用年数を経過して用途廃止した改良住宅は、地方公共団体の判断で譲渡できる旨を通知	
	〔河川法〕	駐輪場は、河川敷地の占用許可の目的施設となり得る旨を情報提供	
		二級河川の河川整備基本方針等の策定等に係る大臣同意協議の迅速化のため、連携を強化	
		流水占用料等の徴収方法の条例委任を検討（27年中） 大臣が構造令の規定と同等以上と認定した構造の樋門は設置できること等を情報提供	検討
	〔都市計画法〕	開発許可に係る技術的細目の公園等の設置基準の見直しを検討（27年中）	検討
		市町村が都市計画の変更を行う場合の軽易な変更の見直しを検討（27年中）	検討
		町村の都市計画決定等に係る知事同意協議について、運用実態等を調査し検討（27年中）	検討
	〔国土利用計画法〕	土地利用基本計画について、運用の実態を踏まえ論点を整理	
		土地利用基本計画の変更の際の国との協議を円滑化	
		土地利用審査会事務の負担軽減策を情報提供〔特定農山村法〕（再掲）	
環境省	〔外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律〕	研修を修了すれば通訳ガイド資格を付与する特例を創設	検討
	〔観光圏整備法〕	特例制度の効果等を踏まえ通訳案内士制度の在り方を検討	
		観光地域づくりプラットフォームの構成員の要件を通知	
	〔地域公共交通確保維持改善事業費補助金〕	地域公共交通ネットワークの再構築への支援の要件を見直し	
		ノンステップバスの導入台数を削減する場合等の補助手続を簡略化	
		I Cカードシステムの相互利用化等も対象である旨を通知	
	〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律〕	産業廃棄物収集運搬業の許可に係る審査情報の共有のため、情報システムを充実・改善	
		廃FRP漁船の運搬効率化のための簡単な解体行為は、産業廃棄物処分業の許可が不要とできる旨を周知	
	〔瀬戸内海環境保全特別措置法〕	特定施設の構造等の変更許可に係る事前の環境影響評価等の省略が可能であるかの照会について、速やかに検討し周知	検討
	〔浄化槽法〕	浄化槽保守点検業の登録は、都道府県と保健所設置市又は特別区の協議の上で、地域の実情に応じた適切な登録制度を設けることが可能である旨を周知	
	〔鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律〕	狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、狩猟免許の有効期間の在り方を検討	検討
	〔再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業〕	高効率照明・高効率空調の導入を補助対象に追加	